

令和8年度「先端国際共同研究推進プログラム(ASPIRE)(第8回)」アライメント公募 Q&A

1. 提案準備・作成にあたってのご質問

#	質問	回答
1-1	<研究領域について> 本事業の研究領域とAMEDのモダリティや疾患分野との関係はどのようになっていますか。	本事業の研究領域は、AMEDの特定のモダリティや疾患分野に対応するものではありません。本事業の3つの研究領域の性格を踏まえて、また、研究事例を参考として、提案される研究開発内容に最も関連が強い領域を選択してください。
1-2	<研究領域について> 複数の領域にまたがる研究計画の場合、どの領域を選択したらいいですか。	提案時には最も当てはまる研究領域1つに○を付けてください。どの研究領域に応募いただいても、同じ審査の観点にて公平に審査します。
1-3	<研究開発期間について> 「5年(令和8年度～令和13年度(予定))」とあります。例えば令和8年度途中に開始した場合、令和13年度の途中で終了することになりますか。	その通りです。令和13年度は年度の途中で終了になります。(例:研究開発開始日が令和9年2月1日の場合、令和14年1月31日までの契約となります。)
1-4	<研究開発期間について> ASPIREの研究途中で相手国側の研究費がなくなった場合、プロジェクトは終了しますか。	必ずしも終了となるものではありません。本プログラムでは、所定の時期以外にも、国際共同研究が成立しない懸念などがある場合には時期を問わず、中間評価を実施します。公募要領「I-2.1(注6)」および「II-5.2.3 中間評価・事後評価等」をご参照ください。なお、中間評価では、課題等について情勢の変化や研究開発の進捗状況等を把握し、これを基に適切な予算配分や課題の中断・中止を含めた研究開発計画の見直しの要否の確認等を行います。
1-5	<相手国側研究者について> 相手国側の研究者が、海外の研究機関に在籍している日本人であった場合も応募は可能ですか。	相手国側研究者の国籍は不問です。審査項目の「実施体制」にて「研究開発代表者および相手国研究開発代表者は国際トップサークルにおける研究実績、トップ研究コミュニティにおける交流実績、若手研究者等の人材育成実績を有しているか。」という観点にて審査致します。公募要領「I-5.1.2 審査項目と観点」をご参照ください。
1-6	<相手国側研究者について> 相手国側研究機関との連携をどこまで具体化する必要がありますか。	提案書に具体的な実施内容、実施計画、相手国側研究者情報を含む実施体制をご記載ください。審査項目の「計画の妥当性」にて、実施計画の妥当性等を審査致します。公募要領「I-5.1.2 審査項目と観点」をご参照ください。
1-7	<相手国側研究者について> 相手国側研究者の研究テーマと本事業が設定する研究領域との一致性はどれくらい必要ですか。	「研究提案は健康・医療分野において高い水準のものであり、相手国側研究チームと国際共同研究を実施することによる相乗効果が期待できるか。」という観点より審査致します。公募要領「I-5.1.2 審査項目と観点」をご参照ください。

#	質問	回答
1-8	<相手国側研究者について> 相手国側研究者が保持するグラントについて、金額・規模・支援期間などの制限はありますか。	本公募では、相手国との研究交流および共同研究は両国において対等な計画となっており、また相互に裨益するものを求めます。公募要領「I-2.3.1 公募形態」をご参照ください。
1-9	<相手国側研究者について> 複数国の研究者との国際共同研究の提案は対象となりますか。	本プログラムで対象とする国・地域において複数国・地域の機関の研究者と連携して共同研究することも可能です。その場合、共同研究を行う各国・地域の相手国側研究者は、対象とする国・地域の相手国側資金配分機関・研究機関等のプログラムで既に支援を受けている、若しくはプログラムに申請済みで、2026年6月23日までに採択結果が判明するものとしします。単一国の複数の研究者についても同様です。その場合は、当該チームの中で、代表的な立場の相手国側研究者・機関を定め、それが分かるようにしたうえで、提案書の当該箇所については、記入欄を増やして、記載ください。共同研究に関する機関間の合意書等の事務手続きが増えることにもご留意ください。公募要領「I-2.3.3 相手国側研究チーム(2)相手国側研究者」をご参照ください。 なお、提案書の当該箇所としては「4. 実施体制(3)相手国側研究代表者」および「5. 研究実績(3)相手国側研究代表者:経歴・研究業績」などを含みます。
1-10	<海外派遣研究者について> 年齢制限はありますか。	年齢制限は設けておりません。公募要領「I-2.3.4 日本側研究チームの構成」、「I-3.1 応募資格者」をご参照ください。
1-11	<海外派遣研究者について> 渡航期間、人数について制限ありますか。	公募要領「I-1.1 事業の概要、現状、方向性、目標と成果」のとおり、日本側研究チームには、相手国側へ渡航する若手研究者等の参加を必須としており、その渡航する研究者等は原則1年程度以上相手国側で研究活動を実施することとしております。継続的に渡航することが難しい場合には、断続的に渡航することも可能とします。その場合、同一者が1年以上は海外に派遣されるよう計画してください。人数については、予算規模に応じた実施計画の立案をお願いします。公募要領「I-2.1(1)予算規模」をご参照ください。
1-12	<海外派遣研究者について> 相手国側に派遣する研究者のエフォートは100%である必要がありますか。	本公募では、「日本側研究チーム構成は事業目的の達成や成果の創出を見据えた体制となっているか。研究交流を担う研究参加者が含まれているか。エフォートは適当であるか。多様性への考慮がなされているか。」の観点において審査致します。公募要領「I-5.1.2 審査項目と観点」をご参照ください。

#	質問	回答
1-13	<経費について> 日本へ派遣される相手国側研究者の日本でかかる費用はどこまで支出が可能ですか。	相手国側から派遣される研究者の渡航費、滞在費、研究費、報酬等を支出することができます。また、渡航や交流の実施に係るコーディネート業務を行うスタッフの人件費等も支出することができます。公募要領「I-2.1(3)支出費目」をご参照ください。採択された場合は、受け入れ研究機関が提出する研究参加者リストならびに経費等内訳・契約項目シートへ追記頂くことで派遣者の人件費を計上することが可能です。また、渡航費、滞在費を招聘旅費として計上し、報酬等は謝金でご対応いただくことも可能です。なお、委託研究開発費は計画に基づいて執行頂きます。研究開発計画書に記載されていない内容に対しての経費執行はできませんので、相手国側の研究計画に対する研究費も支出できません。
1-14	<公募要領、提案書様式について> 英語版の公募要領、提案書様式はありますか。	英語版公募要領については、ASPIRE 公募担当(amed-aspire@amed.go.jp)までお問い合わせください。英語版提案書様式はありません。
1-15	<研究開発代表者について> 日本側の研究代表者は参加者リストに載っていれば外国人でもよいですか。	研究開発代表者の国籍は不問です。ただし、研究開発代表者は研究開発実施計画の策定や成果の取りまとめなどの責任を担う研究者であり、AMED との委託研究開発契約で求められる責務を果たすことが条件となります。公募要領「I-3-1 応募資格者」、「II-3.3 契約締結・交付申請」をご参照ください。
1-16	<海外派遣研究者について> 海外に派遣する研究者が決まっていない場合は、どのようにしたらよいですか。	計画の段階での参加者をご記載ください。未定の場合は、研究者 A、ポスドク A などをご記載ください。
1-17	<海外派遣研究者について> 海外派遣研究者の人件費について。	海外に派遣する研究者の人件費は ASPIRE の「国際的ネットワーク構築・拡大や国際頭脳循環等の促進に資する次世代の研究者育成に係る費用」として計上してください。派遣先にて雇用契約が必要な場合は、相手国側研究機関と調整してください。人件費の額に指定はありません。所属機関のルールに従ってください。
1-18	<相手国側研究者について> 相手国側研究者とはこれまで共同研究実績がなく、これから共同研究を始めるという段階でもよいですか。	公募要領で示した条件を満たす提案であれば、応募は可能です。公募要領「I-5.1.2 審査項目と観点」をご確認頂き、事業趣旨にそった計画をご立案ください。
1-19	<相手国側研究者について> 海外から招聘する研究者について。またワークショップ等での来日について。	招聘する研究者の年齢制限や期間は設けてはおりません。ワークショップ等での来日、講演を目的とするものも可能です。事業趣旨に鑑みて国際頭脳循環に資する交流ができるかという観点にて計画をご立案ください。

#	質問	回答
1-20	<研究参加者について> 研究参加者の追加について。	研究参加者は研究開発開始後でも、所定の手続き/プロセスを経て適宜追加/削除が可能です。ただし、応募時は提案書に記載頂いた内容で審査されます。
1-21	<研究計画について> 国際的ネットワークの構築とは、具体的には何を意味しますか。	我が国と科学技術先進国・地域との間で、最先端の研究開発につながる情報を取得可能なネットワークを構築することを指します。公募要領の「I-1.1 事業の概要、現状、方向性、目標と成果」をご参照ください。
1-22	<研究領域について> 対象となる研究について。	研究領域に沿ったものであれば応募可能です。また本公募では疾患領域は限定していません。
1-23	<経費について> 合同ミーティングに参加する人に対する旅費は、プロジェクトの参加者のみですか。	人件費や旅費の執行は研究参加者リストに記載されている方が対象となります。ただし、「講演依頼、指導・助言、被験者、通訳・翻訳、単純労働等」など一時的に発生する経費は、招聘旅費、謝金の対象となります。
1-24	<経費について> 直接経費総額5割未満は研究推進のための雇用・物品費として使用可能という理解でよいですか。	その通りです。
1-25	<経費について> 頭脳循環費用は、各年度で5割以上使う必要がありますか。	研究期間全体で5割以上をご使用ください。
1-26	<経費について> 海外でシンポジウムを開催する費用は「海外ネットワーク構築」費用として支出が認められますか。	日本側研究者が海外でシンポジウムを開催する費用は委託研究開発費からの支出が可能ですが、特に国際頭脳循環を目的としたものであれば、「国際的ネットワーク構築・拡大や国際頭脳循環等の促進に資する次世代の研究者育成に係る費用」として計上ください。
1-27	<資金のジョイントについて> 他のグラントとのジョイントは可能ですか。	可能ですが、それぞれの研究費で実施する内容の違いについて明確にお示しください。同じ内容に対して複数の研究費を充てることはできません。
1-28	<相手国側研究者について> 相手国側資金配分機関から支援を受けている課題の研究代表者ではなくても、ASPIREに相手国側研究代表者として申請することは可能ですか。	ASPIREでは、相手国側研究代表者は日本との共同研究を独立して遂行可能な者、すなわち予算、計画、知財などを含めた研究課題に関する全ての事項について裁量権を有する研究者を想定しています。 上記の裁量権を有する相手国側研究者であれば、相手国側の既存研究課題の研究代表者でなくても、当該研究者をASPIREの相手国側研究代表者として申請することは可能です。相手国側の既存研究課題の研究代表者でない研究者をASPIREの相手国側研究代表者として申請する場合は、上記

#	質問	回答
		の裁量権を有する相手国側研究者である状況を研究開発提案書の「4.(3) 相手国側研究代表者」の欄外にご説明ください。
1-29	<相手国側研究費について> 相手国側研究者の所属組織が資金配分機関から受けている研究費に紐づく学内研究費では資格がないのでしょうか。	特定のプロジェクトに対して対象となる資金配分機関および研究機関等から受けた支援であることが必要となります。
1-30	<経費について> 日本から相手国側の研究機関に派遣した研究者が、派遣先研究機関で研究を実施する際に必要な費用(試薬等の消耗品、外注費など)も支出できますか。	本研究費から支出可能です。ただし、日本側の研究計画書にて記載された研究内容のみに支出可能です。相手国側が担当する研究に関しては相手国側の予算にて支出してください。なお、これらの研究実施に必要な費用は、直接経費の50%以上の支出が求められる国際的ネットワークの構築・拡大や国際頭脳循環の促進に資する研究者等の育成に係る費用として計上が可能です。
1-31	<海外派遣研究者について> 博士課程前期(修士課程)は対象となりますか。	博士課程前期(修士課程)の方も対象になります。我が国の次世代のトップ研究者の育成という本プログラムの趣旨に鑑みてご提案ください。
1-32	<研究開発提案書について> 「6. 各年度別経費内訳」の記入要領に関して、分担機関が複数ある場合は、それぞれについての表を作成し、記載する必要がありますか。	全体経費の内訳のため、分担機関が複数ある場合は、取り纏めた内訳をご記載ください。
1-33	<研究開発提案書について> すでに相手国側研究機関に留学している日本人の研究者を記載する欄はありますか？	留学中の研究者を ASPIRE の日本側チームの一員として位置づけて、日本側チームの研究計画を実施する場合は、研究開発提案書の「4. 実施体制(1) 日本側チームの研究者 (Researchers in Japanese Team)」にご記載ください。
1-34	<研究開発提案書について> SCOPUS 引用回数を記載する欄がありますが、SCOPUS の契約をしていない場合、どうすればよいですか？	SCOPUS の代わりに InCites/Web of Science や Google Scholar などの信頼できるデータベースをご使用いただいても構いません。引用数の調査に使用したデータベース名を提案書にご記載ください。
1-35	<研究開発提案書について> Top10%論文の基準について教えてください。	Top10%論文は、特定の分野での設定した期間(全期間としても可)における特定のデータベースでの被引用数が上位10%に入る論文を指します。調べられた分野、期間、使用したデータベースを示してください。確認のために調べられた日時を付記いただくことを推奨します。
1-36	<機関長からの承諾書について> 「(別紙4)機関長からの承諾書」は、相手国の機関長からの承諾書も必要ですか。	不要です。

2. 申請要件・申請手続きに関するご質問

#	質問	回答
2-1	<対象国について> 対象国に記載のない EU 加盟国の研究者を相手国側研究代表者とすることは可能ですか。	対象国は、原則として公募要領に記載のある国・地域を想定していますが、公募要領に対象国として個別に記載されていない EU 加盟国の研究者を相手国側代表者として応募する場合には、当該相手国側研究代表者が、Horizon Europe 等の EU の公的助成による研究支援を受けている(若しくは申請済みで、2026年6月23日までに採択結果が判明する)ことが確認できる場合には、応募可能として取り扱っています。
2-2	<申請者の要件について> 非常勤の職員(客員研究員等)でも申請は可能ですか。また、研究開発期間中に定年退職を迎える場合でも申請は可能ですか。	研究開発期間に渡り、国内の研究機関において自らが研究開発実施体制をとることを研究機関が認め、かつ、研究機関が委託研究開発契約を締結することができる場合は可能です。研究機関や研究者の責務については、公募要領「I-3.1 応募資格者」、「II-3.3 契約締結・交付申請」をご参照ください。研究開発期間内に定年退職を迎える場合は、研究開発提案書の「その他特記事項」および「(別紙2)機関長からの承諾書」に組織内で研究実施体制を確保するための方策をご記載ください。
2-3	<所属機関の承認について> 申請の際に、所属機関の承認は必要ですか。	必要です。公募要領「I-4.1.3(4)研究開発課題の提案に対する機関の承認」、「II-1.2.1 e-Rad での提出状況の確認」をご参照ください。
2-4	<重複申請について> 複数の研究課題に分担研究者として応募することは可能ですか。	可能です。その場合は、研究費の不合理な重複及び過度の集中に該当しないようにエフォートを適切に配分してください。複数採択された場合は実施内容の査定を行うこともあります。公募要領「I-2.1 注意事項(5)⑤」、「II-2.1 研究費の不合理な重複及び過度の集中の排除」をご参照ください。
2-5	<重複申請について> JST が公募する ASPIRE へも同時応募は可能ですか。	研究開発代表者として両者の ASPIRE に同時には応募できません。公募要領「I-2.1 注意事項(5)③」をご参照ください。
2-6	<重複申請について> 同じ国際共同研究チームで、他事業に応募することは問題ないですか。応募していることで何らかの支障はありますか。	他事業との重複は排除しませんが、研究費の不合理な重複及び過度の集中に該当しないことを確認するため、同時に応募した研究開発課題の情報を研究開発提案書の該当欄へ必ずご記載ください。また、応募中の研究開発課題が採択された場合は、速やかに ASPIRE 公募担当にご報告ください。詳細については、公募要領「II-2.1 研究費の不合理な重複及び過度の集中の排除」をご参照ください。
2-7	<e-Rad への入力について> 現在、日本国内の研究機関に所属していません。研究者番号を持っていません。ど	e-Rad 登録は、研究機関に所属していない研究者も可能ですが、公募への応募には研究機関における承認が必要です。また、研究開発代表者として採択された場合、契約締結日または令和

#	質問	回答
	うしたらいいですか。	9年2月1日までに日本国内研究機関に所属することが必要ですので、所属予定の研究機関にご相談いただく、または ASPIRE 公募担当へご連絡ください。
2-8	<e-Rad への入力について> 基本情報の研究目的及び概要の記載欄は「提案書参照」と記入すれば差し支えないですか。	他の競争的研究費への応募状況について他事業および他配分機関が確認をします。e-Rad へも必ずご記載ください。
2-9	<e-Rad での申請について> e-Rad での申請後、提案書類を修正することは可能ですか。	提案書類の提出後、提案書類を修正する場合には、提案書類の受付期間内であれば e-Rad の「引戻し」操作を行い、修正した後に再度提出する必要があります。提案書類の受付期間終了後は、提出された書類の差し替え等には一切応じられません。詳しくは公募要領「Ⅱ-1.2 提案書類の提出方法」をご参照ください。
2-10	<e-Rad での申請について> e-Rad で申請する際は、全ての提案書類を PDF にする必要はありますか。	提案書類のファイルは、1 つにまとめて PDF 形式でのアップロードをお願いいたします。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換された PDF ファイルの内容を必ず確認してください。詳しくは公募要領「Ⅱ-1.2 提案書類の提出方法」をご参照ください。
2-11	<申請者の要件について> 研究責任者の必要条件を教えてください。	公募要領「Ⅰ-3.1 応募資格者」、「Ⅰ-2.3.4 日本側研究チームの構成」をご参照ください。
2-12	<提出書類について> 海外の共同研究者がヒトゲノム解析をしますが、日本側ではしない場合でも「ヒト全ゲノムシーケンス解析プロトコール様式」を提出する必要がありますか。	AMED の委託研究開発費で実施予定の計画内にヒトゲノム解析を実施する予定がなければ不要です。今後計画がある場合は応募段階でご提出ください。
2-13	<対象国について> 今後、対象国が増える可能性はありますか。	対象とする国が追加される可能性はあります。

3. 審査に関するご質問

#	質問	回答
3-1	<ヒアリング審査について> ヒアリング審査の日に申請者の都合がつかない場合、代理の者が対応することは可能ですか。あるいは、日程を変更してもらうことはできますか。	ヒアリング審査の対象者は研究開発代表者とします。ヒアリング審査の日程は変更できません。公募要領「Ⅰ-2.2 選考スケジュール」をご参照ください。

#	質問	回答
3-2	<ヒアリング審査について> ヒアリング審査はオンラインでしょうか。	原則対面での審査です。ただし、やむを得ない事情がございましたら事務局にご相談ください。なお、ヒアリング審査の対象となる研究開発代表者にのみご案内します。

4. 採択後の事項に関するご質問

#	質問	回答
4-1	<所属機関の変更に伴う設備等の移管について> 研究開発実施中に、移籍などの事由により所属研究機関が変更となった場合、研究開発費で取得した設備等を移籍先の研究機関に移管することはできますか。	委託研究開発費(直接経費)により取得した設備等については、原則として、移籍先の研究機関へ譲渡等により移管することとなっています。 取得物品の移動に関する詳細は、事務処理説明書(000157766.pdf)をご参照ください。
4-2	<委託研究開発契約について> 研究開発分担者が所属する研究機関の委託研究開発契約は、研究開発代表者の所属機関を介した「再委託」の形式となりますか。	はい。分担機関における研究開発は代表機関からの「再委託」の形式で実施することになります。したがって、AMED は代表機関とのみ委託研究開発契約を締結し、分担機関は代表機関と再委託研究開発契約を締結することになります。再委託先でも、研究開発における責務が十分に果たされるよう対応をお願いします。再委託に関する詳細は、事務処理説明書等(000157766.pdf)をご参照ください。
4-4	<研究開発の評価について> 採択された研究開発課題の評価はどのように行われますか。	研究開発課題の評価としては、原則として、1)研究開発開始 3 年後程度を目安として実施する中間評価、2)研究開発期間終了時に実施する事後評価、があります。詳しくは公募要領「II-5.2.2 課題の進捗管理」、「II-5.2.3 中間評価・事後評価」をご参照ください。
4-5	<経費の執行について> 相手国にて日本側の研究者が研究する際、研究に必要な経費も出せるようですが、どのように研究費を送金するのですか。	所属機関の規程に従って、研究者の立替払いや業務委託費としての支出等をご検討ください。
4-6	<経費の執行について> 別の事業ですでに派遣されている若手研究者に本事業にも参加してもらう場合に、当該研究者に係る経費を支出することは可能ですか。可能な場合、どのような手続きが必要ですか。	計上可能です。ただし、別の事業におけるエフォートと適切に切り分けてください。また、参加者リストに ASPIRE に参画する期間を記載してください。人件費を支出する際は、経費等内訳・契約項目シートに額とエフォートをご記載ください。